

第2回社会的資源あり方検討委員会 議事録

- 1 日 時 平成17年8月1日(月)
午後2時～午後4時
- 2 場 所 千葉県庁中庁舎3階第1会議室

3 出席委員

岩楯委員、柏女委員、河原委員、木ノ内委員、鈴木委員、花崎委員、庄司委員
川口委員(欠席)

4 内 容

(司会)

お待たせいたしました。

ただ今から、第2回社会的資源あり方検討委員会を開催させていただきます。

委員の皆様にはお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。本日の会議ですが、庄司委員には30～40分遅れるという御連絡をいただいております。

なお、川口委員は都合により欠席ということでございます。よろしく願いいたします。

本日の会議にあたりまして事務局として、児童家庭課以外に児童相談所並びに富浦学園、生実学校、乳児院からも職員が参加しております。ご承知おきいただきたいと存じます。

それでは、早速議事に入りたいと思います。議事の進行は、あり方検討委員会の委員長でいらっしゃる柏女委員にお願いしたいと存じますので、よろしく願いいたします。

(議長)

皆さんこんにちは。お暑いところお集まりいただきましてありがとうございます。

今お伺いしましたら、児童相談所の先生或いは県立の施設の先生方にもお出でいただいているということで、お疲れ様です。どうぞよろしく願いいたします。

前回は、いわば合同で開催をさせていただいて、今日が、社会的資源あり方検討委員会の実質的に第1回目という形になります。

どうぞ皆さん方の御協力をいただきまして、いい議論を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは議事に入ります前に、本日配付されております資料の確認と説明を事務局の方からお願いしたいと思います。

(事務局)

それでは事務局から、今日お配りしました資料を御説明いたします。

まず、議事次第が1枚、その裏には検討委員会のスケジュール、今日の8月1日開催分が追加されております。

続きまして出席者名簿、その裏には座席表が入っています。

それから、資料1としまして、社会的資源のあり方に係る検討項目・検討課題等ということで、これは7ページあります。

これは、各委員の方々から御意見をいただいたものを事務局の方で、ある程度まとめたものがこちらになります。

それから、資料1の2と言うことでは、これは各委員からの意見をそのままか、ある程度、要旨を損なわない程度で簡略化したものですが、資料1の2になっております。

委員ごとに一応線を引いて区分けをしております。

資料1の3につきましては、これは前回6月24日の時に配りました資料と同じものをもう一回付けさせていただいております。これは6ページの資料です。

資料2ですが、こちらは県立児童福祉施設の収支状況ということで、富浦学園、それから生実学校、乳児院、この3つの施設についての14年度から16年度までの収支状況が1ページ目、それから裏には施設の概要が入っています。この概要についても前回の資料と同じものです。

それから、資料3ですが、児童相談所の概要ということで3ページを付けてあります。

資料4ですが、これは前回の児童福祉専門分科会、6月24日に開催されました児童福祉専門分科会の議事録を付けてあります。これは8ページまでです。

資料5ですが、これは参考資料ということで、次世代育成支援対策推進のための調査ということで、都道府県調査の結果報告の抜粋したものを添付してあります。

資料6ですが、前回、意見をいただく時に、いろいろな他の団体とか研究会等の報告書をいくつかお送りしたと思いますけれども、里親関係で、平成11年度のもので、資料を入手しましたので、今回、資料6ということで付けさせていただいております。

資料7以降ですが、こちらは各施設の概要ということで、富浦学園の要覧、生実学校の学校案内と事業概要、生実学校の事業概要につきましては、平成16年度の他に17年度の数値として判っているものについては、手書きとか最後の2ページで新しい数値を入れてありますので、後で御覧いただければと思います。

それから、乳児院の案内、17年度の業務概要が資料7になります。

最後に、資料としては入っておりませんが、前回の合同委員会の会議録を付けてあります。これは、合同委員会を非公開扱いしておりますので、取扱注意ということで資料の中には入れておりませんが、一応、参考までに付けてあります。

以上が、今日の会議の資料になります。

不足等ありましたら、事務局までお申し付けいただければと思います。

(議長)

はい、ありがとうございました。皆さんありますでしょうか。

最後の会議録だけはちょっと非公開という形になっておりますので、プライバシーに関わることがありますので、非公開ということで進めていきたいと思っております。取扱方よろしくお願いたします。

それでは、議事に入っていきたいと思います。

今日は社会的資源のあり方についてということで、2つ大きく考えております。皆様方からの御協力をいただいて、社会的資源あり方検討委員会の論点として、どのようなことを検討すべきなのかということについて貴重な御意見を頂戴いたしました。

それについての議論と言いましょうか、それが第一義であります。

それから、2点目は、前回課長さんからもお話がありましたけれども、県立の児童福祉施設のあり方について、少し検討を進めるにあたり、いろんな御意見を出していただきたいということがありましたので、その2点が大きな論点になるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、最初につきまして、社会的資源のあり方についての現状と課題というところについて事務局の方から御説明をお願いいたします。どうぞ、座ったままでお願いいたします。

(事務局)

児童家庭課長の松永です。本日はお忙しいところ、御出席いただきましてありがとうございます。座って説明させていただきます。

今回の社会的資源のあり方に関する検討項目・検討課題ということで、各委員さんの方に意見照会をさせていただきまして、委員さんから出てきた意見につきましては資料1の2と付してあるものについて、できるだけ出された原文に即して表記させていただいたものが資料の1の2でございます。

それぞれ途中で線が引いてありますが、これは基本的にその線で一人の方の御発言がなされているというような形で、名前は伏してありますけれど、こういう形で御意見が出されていると、若干表記を簡略化させていただいているところがあります。

この辺についてももし足りないとかいうことがございましたら、それについては修正させていただきますので、お申し付けいただきたいと思います。

その資料の1の2に基づきまして、事務局で検討項目・検討課題についていわゆる項目立てをして、いくつか体系立てたものを作らせていただきました。

資料1を御覧いただきたいと思います。

(資料1に沿って社会的資源のあり方に係る検討項目・検討課題等を説明)

これらが、各委員さん方から提出された御意見に基づいて、事務局で仮に項目立てをさせていただいて体系立てたものでありまして、ちょっとこの部分で項目立てが充分でない、あるいは不適切であるとか色々あると思っておりますので、それらも含めて内容も含めて御議論をしていただければと思っております。以上でございます。

(議長)

ありがとうございます。

事前に資料等を送っていただいてそれを御覧いただきながら、個々の委員の方で作

成をお願いして、それを事務局の方でかなりコンパクトに要領良くおまとめをいただいて、色んな議論の視点が出たかなというふうに思っているんですが、私も含めてそうなんですが、社会的資源というのは、送られてきた資料も社会的養護に限定をされていたので、皆さん引っ張られてしまって、社会的養護についての問題についての論点を中心にだされていると思うんですが、ここでの議論は、委員会での議論はそこを、どう整理したらいいんでしょうか。

社会的資源と書いてありますが、社会的養護に限定して良いんでしょうか。もしそうでなければ、今日、吉野所長さんもお見えですが、児童相談所のあり方とか地域でのサポートとか、つまり在宅サービスとかそういうものも含めて、それこそ、今日、河原委員もいらっしゃいますが、児童委員の役割とか児童委員も大切な社会的な資源なので、その辺をどうしたら良いのかなと思うんですが、どうなんでしょうか。

(事務局)

社会的資源ということについて、後方で幅広く捉えていただいて結構だと思います。その方が県全体的に推進する上で参考にさせていただけますし、ぜひお願いしたいと思います。

(議長)

わかりました。もしそうでしたら、恐縮ですが、在宅援助の部分ともう一つ児童相談所とか市町村とかそうしたところに係る提言をもう一度求めていただいてもよろしいでしょうか。その辺が皆さん、社会的養護の方に、送られてきた資料を見てやるのでどうしてもそうってしまったと思うので、よろしいでしょうか。

(事務局)

はい、そのように。お手数ですが、もう一度照会させていただきます。

(議長)

その時に、その辺についてのいろんな国、県から出ている提言を、御面倒ですが一緒に送っていただくとやれるのではないかと。

例えば、今回平成17年度から施行されている児童福祉法改正の着眼点とかそういうようなものを、それから、県の方でお作りになった市町村の虐待防止対応マニュアルとかそういうものや児童委員のあり方についての報告書とか、送っていただくと意見が広がるかなと思うので、また、委員の方、申し訳ございませんが幅広く拾って欲しいということでございますので、議論するかどうか、いつ議論するかはどうかは別にして、論点を整理しておきたいとは思っていますので、恐縮ですがお願いできればと思います。

あと、岩楯委員もいらっしゃるので、NPOの役割とかそういうものも、児童虐待などと深く関係しているDV問題とか、そうしたところにも少し広げていただいて報告等も送っていただければありがたいと思います。

御迷惑かけてすいませんがよろしく願いいたします。

それで、今、とりあえずの検討項目・検討課題ということで御報告をいただきましたが、これをどんな風に議論をしていったらいいのかということになるわけですが、先程ちょっと私が申し上げたように、前回の意見がありましたように、社会的養護全

体のあり方を社会的資源のあり方全体をどうしたら良いのかというのと、個別に3つの県立の児童福祉施設をどうしたら良いのかという議論を、同時並行的に或いは、どちらかを先にどちらかを後に進めていかなければいけないという我々の宿題があるので、事務局の方としてはどういうふうに進めたら良いとお考えなのか、少しその辺も報告の後先とか検討の急がれている部分とかあると思いますので、ちょっとそれをお話していただければと思うのですが。

(事務局)

はい。このあいだスケジュールを御説明した時に、若干触れさせていただいたんですけども、社会的資源のあり方については、できれば2年間かけて御検討していただきたいと思っています。

スケジュールにありますように、今年度末というか来年の3月までには社会的資源のあり方について基本的な方向を取りまとめるような方向で、御検討いただければと考えております。

今、議長さんからお話しがございましたように、幅広く社会的資源のあり方について御意見をいただきたいと思っていますけれども、特に県立施設、今回3施設について御提示させていただきましたけれども、さらに可能であれば、児童相談所についても9月までに御議論いただければ、お願いしたいと思っています。

当面、この県立施設の3施設については老朽化が非常に著しいということですので、例えば建替えをする場合、今日的な課題とか、どのような対応をすべきかなど専門的な見地から御意見をいただきまして、9月頃までに基本的な方向性や緊急に対応すべき事項について、中間的な取りまとめをいただければ、来年度予算要求の期限の関係もございまして、ある程度その辺の方向性をいただければ、要求とか話しをしていく上で参考にさせていただけるのではないかと考えております。

ですから、9月頃までに県立施設の基本的な方向性、緊急に対応すべき事項について、中間的な取りまとめをお願いしたいと考えております。

(議長)

今のお話しですと、社会的養護、社会的資源の全体についての議論も少し時間をかけてやっていくので、緊急の課題として県立の児童福祉施設について先に基本方向を検討する、基本方向を検討することは全体の社会的資源のあり方、特に社会的養護のあり方を提言することになるわけですが、そっちを中心に最初はやって欲しいということなので、そのようにさせていただきたいと思っておりますけれどもよろしいでしょうか。

(各委員は了承)

はい、ありがとうございました。そうしますと、今日いただいた資料の1の1番のところですね、施設養護についてとか、家庭的養護について全体のところに関わるころは、ちょっと御覧をいただいて、もう少しここはこう変えた方がいいのではないかとこのころがあったら、後で御意見を頂戴することにいたしましょう。

いずれにしても、社会的資源のあり方についてもう一回御意見を出していただくことにしましたので、そこで、私はここにこういう意見を出したけれども、こっちに変えて欲しいというようなことがあったら、それに合わせて出していただくことにして、

今日は、県立児童福祉施設のあり方についてのディスカッションを中心にしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(各委員了承)

はい、それではそのようにさせていただきます。

事務局の方から資料を送っていただく時に、資料1で書いたことについても加除訂正があったらそれを付けてくださいと、文書を一筆付けていただいて、今日は川口さんがお休みですので、それで出すようにしていただいてよろしいですか。はい、お願いいたします。

それでは、この意見も各先生方から各県立施設のあり方について、意見を頂戴していますが、それに加えて今日事務局の方から、資料として収支状況とか色々出ていますので、それを説明していただいてからディスカッションに入りたいと思いますがよろしいでしょうか。

それでは、資料2の方から説明していただいてよろしいでしょうか。

(事務局)

恐れ入ります。児童家庭課鈴木でございます。私から資料2について説明させていただきます。座ったままで失礼させていただきます。

資料の2の2は、前回お配りしたものと同じものがございますので、今回は参考ということで付けさせていただきます。あえて説明は省かせていただきます。

今回は、県立児童福祉施設の収支状況、経営面、数字から見たらどうなっているかということ、実情を御提示させていただきました。14年度から16年度までの3年間、富浦学園、生実学校、それから乳児院3施設それぞれ計上してございます。

なお、県の予算・決算でございますので、社会福祉法人立の施設と違いましてこの予算、総事業費の中には減価償却、本部会計繰入、引当金等は一切計上がございません。あくまで事業を展開するのにかかった経費ということで計上させていただきます。

総事業費、そのうち人件費がどの位を占めているかという数字、これは一番の関心事かなと思ひまして、敢えて人件費だけ特出しさせていただきます。

その総事業費の財源内訳といたしまして、措置費、その他という区分で計上させていただきます。措置費と言いますのは、欄外にございますとおり、国、県の負担分、それから保護者が収入に応じた負担金を払うということに制度上なっておりますので、制度上払うべき負担金がこの中に含まれております。残りその他、これがいわゆる県の持ち出し分ということでございます。

なお、二重線の右方2つは、民間施設で経営されたのであれば、持ち出し分のうち当然制度で、すなわち国、県と公費がカバーするであろうと思われる経費が計上されております。民間施設になれば、持ち出し分から右2つを引いた額が純粋な持ち出しと、比較のためにややこしいんですが計上させていただきます。

富浦学園ですが、15年度の人件費が79%、持ち出し分が59.4%、純粋の持ち出し、これは計算上ですが、純粋に持ち出しというとならば53.6%という計算になります。16年度は、人件費が77.8%、持ち出しが58.2%で、純粋の持ち出し

が52.2%ということになります。これはいずれも上段の数字でございまして、下段の括弧は、施設改修費とか備品整備とかハード面を入れた経費でございまして、いずれにしても今説明しましたのは、ハード抜きの経常経費で説明してございます。

次に生実学校ですが、15年度は人件費が79.7%、持ち出しが68.9%、純粋持ち出しが64.1%、16年度が人件費84.7%、持ち出しが76%で、純粋持ち出しが72.6%。

乳児院でございまして、平成15年度人件費が79.7%、持ち出しが68.9%、純粋持ち出しが64.1%、次に16年度が人件費89.3%、持ち出しが39.6%で純粋持ち出しが29.7%、この表から読み取れる数字及び占める割合は、ただ今のとおりでございます。

なお、参考までにどのような改修等をしたかと申し上げますと、富浦学園では幼児棟の改修とか児童棟のトイレを改修しております。

生実学校は、児童棟の屋根の防水とか或いは厨房であるとか、空調設備とかを改修してございます。なお、給水管の改修も生実学校はやっております。

乳児院でございまして、空調設備の改修、ほふく室、児童の居室の床暖房の工事等をやっております。

大変雑駁な説明で申し訳ございませんが、今回提示しました収支状況、概略説明させていただきます。

(議長)

ありがとうございました。他の資料は見てくださいということですか。

(事務局)

失礼いたしました。2の2で概要は出しているんですが、毎年それぞれの施設が事業概要書を作成しております。

前年度1年間の活動状況並びに年度当初の職員配置状況とか、事業を展開する方針であるとか、それぞれ毎年出しておりますので、参考までに付けさせていただきます。

順番に富浦学園、生実学校、乳児院と付いているはずでございまして、漏れているところはございませんでしょうか。今回はちょっとこの中の説明は省かせていただきますが、それぞれの施設の者も参っておりますので、これにつきましても質問もお受けいたします。

(議長)

ありがとうございました。それではですね、先程お話しさせていただきましたとおり、今日は県立の児童福祉施設、主として3つですね、富浦学園、生実学校、乳児院、この児童福祉施設のあり方、特に各論で議論していくということもあり得ると思うんですけれども、もう一回できるような感じですので、今日はいわば公立の児童福祉施設のあり方といいたいまいしょうか、総論的にももちろん各論に入っていただいても構わないんですが、相対的に全体を見て公立の役割といいたいまいしょうか総論的に、それについて、特に花崎委員や鈴木委員は民間の児童養護施設、乳児院の経営にも携わってらっしゃいますので、少しそんなところからも御意見を頂戴できればと思っております。

今までの資料等について、何か確認すべきことはありますか。先に御質問を頂戴する形にしたいと思いますが、何かありますか。

私の方から一つよろしいでしょうか。今、鈴木さんから説明していただいた資料の2ですが、総事業費というのが例えば富浦だと5億ですね。それから生実もまあ5億、乳児院が2億5千万ということで、これで子どもの人数で割り返すと一人頭いくらかというのが出るわけですね。つまり、富浦学園は定員が96人位ですので、子ども一人あたり年間500万円かかっていると、そういう理解の仕方でもいいですね。

(事務局)

単純計算ではそうなります。

(議長)

減価償却費とか見ていないということになればそうなりますね。

それから、生実学校は43人ですから、1,200万円位、1人の子どもについてはかかっていると、乳児院は22人ですから2億5千万だから1,100万円位かかっていると。

(事務局)

ただ、立場上22人ではなくて定員でお考えいただくと、定員分の職員配置をしておりますので、定員でお考えいただくと助かりますが。

(庄司委員参加)

(議長)

まあ、そういうことですよね。その辺は鈴木委員や花崎委員は、色々御意見もあるだろうと思いますので。他に御質問はございますか。

よろしければ、全体的に公立の児童福祉施設のあり方について御意見を頂戴したいと思います。1時間位時間が取れると思いますので、どんなことでも結構です。

今日は、施設の先生方もお見えですので、特に細かい点について実情をお聞きしながら、御意見を出せるのではないかと思いますのでよろしく願いいたします。

それから、各施設の先生方には我々委員全部わかっていて、御質問したり意見を出す訳ではありませんので、そういう意味では誤解に基づく点多々あるかと思いますが、その辺のところは御容赦を賜りたいと、また、我々の理解が十分でないところも当然あると思いますので、それらについては御説明をお願いできればと思いますので、よろしく願いいたします。

庄司委員ですね、全体を説明して、特に県立の3児童福祉施設のあり方について、今日は主としてディスカッションしようということで、できれば相対的に全施設について公立としてどうあったら良いのか、もちろん個々の施設に入っても構わないということで、1時間位御意見を頂戴しようということになりました。

どうでしょうか。どなたでも結構です。はいどうぞ。

(委員)

県立の施設に対してということですが、いわゆる社会的養護のあり方ということで、先程社会的資源との関わりがどうかというお話がありましたが、今まで私たちは社会

的養護といいますと、いわゆる施設養護か家庭的養護とかいわゆる里親養護かの二つしか頭に浮かんでこないという形でのものでしたけれど、多分、今回の趣旨の中には、社会的養護を社会的な資源をたくさん利用して、そして広げていこうという趣旨があるのだと思うのですね。

ですから、私はやっぱり一番大事なことは、子どもにとって選択肢がたくさんあるという状況をつくっておくことだろうと思うのですね。

それでは今までは施設と里親ということでは対応できない、しかも、9対1で施設が圧倒的に多くて、そしてとにかく施設に入れるしかない、里親さんを増やすしかないという発想だった訳ですから、ここからとにかく脱皮しないと今の状況は改善されないというところで、大変このあり方というのは重要だと私自身とらえているんですけれど。

そういうものの中で、一般の施設がどんどん小規模化していったって、私たちも児童養護施設の立場で数年前からいわゆる児童養護施設のあり方を検討していますけれど、やはり、ひとつはいつまでも大きな施設があってはいけないだろうと、ですから、それを基幹の施設のあり方と周りの施設のあり方というふうに考えていくと、今ある大きな施設がどんどん小さくなっていく、機能を小さくしていったって、小さな施設を付置していったってそれをケアしていくとか、それから里親さんとの連携の中で、施設運営をしていくというような方向に話がまとまって、厚生労働省もその線で今施策が進んでいると思うのですね。

その中に、県立の施設がどういうふうに関与してくるのかということだと思うんですけど、県立の施設は今までは、民間施設からいうと文句の対象でしかなかったような、そういうところがあるんですね、とつても。

何故かという、資金的には大変有利な割には、柏女先生、資金のことをちょっとおっしゃっていただきましたが、いわゆる措置費の分配としては児童養護施設が一番下の分野で、ひとり、4万なにがしかあるというようなことがありますね。

けれども、県立の場合には、職員も裕福で生活費も裕福ですということが概念的にある訳ですよ、実際の数字としてはどうかわかりませんが。

それから、ケアについては、やっぱり人が回っていくということが大きな問題としてあって、いわゆる公立施設であるがために児童相談所でもそうですが、いわゆる公務員として回っていくという姿勢が、かなり改善されなければならないのではないかとということがあると思います。

今後、公立施設をどうしていくかということの基幹には、その辺のところをしっかりと捉えないと、施設にじっくりと腰を落ち着けて子どもの養育をどうしていくかということを考えられないかもしれないというふうに思います。

施設のところに5年位は腰を据えて勤めて欲しいという御意見があるようですが、本当にそうですね。2年位ですとちょっと子どもの養育という点では不足かと思えます。ですから、そういうところをまず考えるということ。

それから、大規模な今までの施設のあり方を考えていかなければいけないと、つまり、民間ではできないこともいわゆる公立ではできる訳ですから、その辺をこれか

ら検討して、いわゆるモデルになるような施設運営のあり方、施設ということよりも地域の人達とどう関わりをもっていくかということに対しても、社会的養護のモデルになり得るようなそういう施設が県立としてあってほしいということが、まず、概論としてそういうところを感じておりますので申し上げます。

(議長)

はい、ありがとうございます。

ひとつ事務局にお願いしたいのですが、今日出されております資料1の県立児童福祉施設のあり方に関わる検討項目・検討課題等で、共通課題や各施設ごとに出ておりますので、今日各委員から出た意見を、適切にこの中にあてはめていただけて、そうすると論点がかなり明確になっていくと思いますので、御意見をこの中に色々加えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

他にはいかがでしょうか。はい、どうぞ。

(委員)

私は、たまたま仕事で市場化テストにからむ仕事をしてしておりますが、内閣府が勧めている市場化テストというようなことで、私は労働関係ですので、職安の業務をどういうふうに民間がその業務を担えるかということをやっているわけですが、同じようなことがいえるのではないかと思います。市場化テストのポイントは3つありまして、ひとつはコスト意識ですね。今いくつかコストの問題がありました。県立・私立・里親の場合にはコスト意識までいかないくらい微々たるものなんですけれど、それからもうひとつには、サービスの種類が選べるということなんです。単一のサービスだけではなくて、いくつかのサービスが選べるというのが、国ではなくて民間がそこを担ったときのメリットだろうと思います。

それからもうひとつは品質ですね、サービスの品質をこの3つがきちんと評価できるような仕組みと透明性、今コストということが出たときも、若干、施設の老朽化などをどうするんだという話がありましたけど、民間がやる場合には、その辺は端的にきちっと押さえていかなければいけないことですので、そういう面でいいますと、3つの透明性を高めて、即これが民間委託を前提としてという訳ではなくても、民間委託が可能な仕組みとして、つくっていただくというのがいいのかなというふうに思っています。

(議長)

ありがとうございます。確か意見の中でも民間委託のことが出ていたと思うのですが、それに関わる論点でした。他にはいかがでしょうか。

(委員)

ちょっと伺いたいのですが、ひとつは公立施設の位置づけというのでしょうか、民間でやれないハードな部分をなさるという意識があるかどうかということ。

もうひとつは、県立施設の置かれた地域が例えば富浦ですとちょっと独特というか、市街ではないですね、そういう地域性のところで、どういう役割を果たすかという地域性との関わりが抜きにはみれないだろうと思ったのです。

それから、富浦学園のところで拝見しましたが、地域小規模児童養護施設を実施予定

と書いてあります。いわゆる分園化を今まで試みていたかどうかを伺いたいと思います。

(事務局)

県立施設としての意識がという話ですが、当然発足当初、県が担うべき役割という意識は当然あってやっているわけです。特に児童自立支援施設は県が必置施設でございまして、全国的にも2箇所を除いて全部都道府県が設置していますので、これは論外といたしまして、児童養護施設と乳児院、これは県内の福祉ニーズに合わせて、県が率先してやるべきということをつくっております。

当初はそうであったと言い切れず、ただ、現実は今現在どうかということになりますと、正直申し上げまして他の児童養護施設・乳児院とここが違うと胸を張って言えるかといいますと、多少自信はございません。

県だからこれをやっているというものは、はっきりいって事務方では言えませんので、それぞれの現場の方に反論があればお願いしたいと思いますが。

今はカラーとしては、県立だからこれをやっているというのが出しにくいと、従いまして、3点目でありまず地域小規模児童養護施設、県内の民間施設がなかなか手を挙げていただけませんので、是非とも小規模施設におけます児童の自立、これをやっていきたいと思っておりますので、県立の富浦で率先してやって、牽引の役割を果たさせるということによってしております。

地域性ですが、たまたま地域というのは、2つは千葉市内にございます。富浦学園は富浦にあり、これは歴史的なものなので、地域性というものはちょっと色が違うとは思いますが。

富浦学園と乳児院の方で、私が言った事で何か反論というか異があればこの際です。

(乳児院)

県立施設の乳児院でございます。今、お話があったことについて異議があるわけではなくて、正にそのとおりだと思っております。

乳児院の設立した当時は、おそらくニーズがあつてつくってきて、今日まで至ったと思っておりますが、県内に乳児院は、民間施設が千葉市を入れまして2つあるわけですが、正直言いまして県乳児院が他の民間施設と比べまして、処遇面のサービスとか地域に対する貢献とか総合的に考えても、県乳児院が勝っている現状は正直言って感じられません。

むしろ、職員の中には現状のままであれば、公立の施設として維持していくよりは、むしろ民に任せてしまった方が、かえってサービスの向上になるのではないかという意見もございます。

もし、これから公立施設として維持していくことであれば、もっと付加価値を付けて先生方の御意見にもあつたようなですね、色々な付加価値を付けていく中で生き残っていくのかなと考えております。現状でございます。

(議長)

はい、ありがとうございます。委員、今のことで敷衍して御意見等がありますか。

(委員)

県として、これはやっていこうというもので施設を考えるかどうかということで、そこを確認したかったのですね。

都のように民間にどんどん下に降ろしていく、公立を閉鎖していく姿勢なのかどうか、そこを伺いたかったのです。

(議長)

それも含めてという話ですよ、きつとね。明確な方針がここにあるわけではないですよ。

(事務局)

県の方で民間にということ、こういうふうを考えてお願いしている訳ではなくて、例えば、富浦学園についても小規模児童施設で6人規模でやっていくものを、今年度進めようということで、いわゆる児童養護の先導的機能を付加してやっていこうという気持ちは持っています。

ただ、如何せん、なかなか難しいのは、養護するお子さんの数が非常に多くて、里親さんの方にお願ひすればよろしいでしょうけれども、なかなか入居率とかございまずので、もっと民間・社会福祉法人にお願ひできるという方向がはっきりしてくれば、そういう段階で考えることもあるんでしょうけれども、今の段階で県立をどうこうするという断定的にするということまで、事務局としては考えていません。

できれば、先導的な機能を付置して色々な御意見があるかもしれませんが、県立であるからこそできるような事業を担っていけばいいのではないかと考えています。

(議長)

ということでよろしいでしょうか。では、御意見、他にはいかがでしょう。

(委員)

富浦学園の場合に言えるかと思うのですが、以前は、子どもの養育は自然環境が非常にいい所で、海のそばで、大変私も行ってみたい所だなと思うのですが、今回も私もお盆のときに、富浦からひとり預かって、ふれあい家族みたいなことをやるわけですが、行き帰りが大変だなという思いですね、2日間つぶれて。

これは個人的なことだとしても、これからというのは、地域と施設が非常に密接につながりながら、民間の家庭体験等もどんどんやっていただきたいと思うんですが、それにはあまりにも離れ過ぎている、もっと街中に施設があってほしいなあという思いがあるんで、そういうことから言うと、従来は自然環境がいい所がひとつの場所だったでしょうけれども、これからは地域と一緒にやっていける、地域の家庭の皆さんが受け入れたりできるようなそういう場所にあった方がいいかなと思います。

(議長)

はい、ありがとうございます。他にはいかがですか。

例えば、事務局の方に伺いたいのですが、移転新築ということもあり得るわけですね。そういう可能性も模索した方がいいという意見も、我々の中で意見のひとつとして出すこともあり得ると。

(事務局)

それはあり得ると思いますし、考えられる話ではないかと思います。

(議長)

例えば、乳児院と富浦学園をいっしょにして、今、児童養護施設と乳児院は法令上はいっしょになれるわけですから、それをいっしょにしてどこかに新設して、地域小規模型のいわゆるサテライト型の児童養護施設と乳児院の一緒になったものをつくっていくというような構想を検討すべきだという、例えばそういう提案をすることも可能ですか。

(事務局)

可能だと思います。

(議長)

それを受けて、例えば、建て替えをする場合には、それぞれの検討委員会をつくっていかなければいけないわけですが、提言としてはそういうことも考え、視野に入れてやれるということでしょうか。わかりました。

どうぞ、自由な発想で夢を語っていただくのがいいのかなというふうに思いました。

(委員)

私は児童福祉施設の評価委員会をやっていまして、全県下回らしていただいて、富浦学園や乳児院にも行かしていただけてますが、えてして、民間の方が地域との交流はお上手ですね。

上手というよりもやはり県立だということで県の職員が回ってくるんでしょう、だから多少かたいのかなと思うんですね。

民間との接触の仕方があまりに上手ではないのかなと思うのと、それからそう長くいらっしゃる方は少ないですね。幹部の方は何年かいらっしゃると次にお代わりになるというようなことがあるから、そういう点でも大分違うのかなと、民間の場合は必死になって、それこそ前にりっぱな先生がいらっしゃいますが、地域との交流というものがすごくありますし、民生委員を活用をいただいていることも大分あるのではないかと思います。

ところが、官ということであって、私も不勉強だからわかりませんが、学校との付き合いの仕方もいかなものかなという感じがします。

ちょうど2~3日前でしたか、市川市の母子寮（母子生活支援施設）と船橋市の夏見の母子寮（母子生活支援施設）を見てまいりました。

これは市がやっているのですが、民間に委託してやったようですね。3年位たってるようですが。

官がいけないというわけではないですが、非常にすごくなごやかに、色々問題もあるようですが、一生懸命施設長さんがおやりになっています。

官がいい、民がいいというんじゃないですけど、もう少し地域との交流といいますかね、地域をよく利用していただいて、これもひとつの資源ですから呼び込んでいただいて、今度建て替えるのであれば、集会所のひとつでも造ってもらって、地域の人間をどんどん誘い込んで活用していただくのが一番いいのではないかと思います。

私達民生委員も、昔は高齢者が専門でしたが、最近は児童の問題もかなり大半までとはいきませんが、大分動いています。

呼びかけをしていただくと非常にありがたいなあと、ある程度分かっている人はいんですが、分からない児童委員というのは皆目施設が分かりません。ぜひ、呼び込んでいただいて交流していただければ、そしてどんどん仕事を言っていただければ、民生委員も大いにお手伝いさせていただけると思いますね。

(議長)

はい、貴重な御意見をありがとうございました。他にはいかがですか。

(委員)

民営の方という話もあるんですけど、県がリーダー的な立場で、県立施設として運営していくというのであれば、私たちが目指していても民間の施設ではできない部分、お金がありませんので、お金があればいつも思っているんですが、あとは職員の質の問題もあるんですけど、例えば小規模化をしていこうと思っておりますけれど、小規模施設を今年うちもやろうかと思ったんですけど、家の確保とか様々な面で十分ではないので、来年度に伸ばそうと思うのですね。

そういう部分での小規模化とか、今、委員がおっしゃるように地域化といって、もっと積極的にできて、それから、里親と施設の連携というところでも、かなり里親さんの方はまだ施設は地獄だとおっしゃっているところもありますし、施設の職員も里親さんがいいということはわかりますが、十分な理解をしていない、お互いにいいところ、悪いところがあると思いますが、それをこれから連携していかなければならない、だけど、今の現状ではなかなか進みにくい部分がありますので、それは官ならできるかなと思います。

乳児院と養護施設のことについても、柏女先生もおっしゃいましたけれども、連続したものがあるといことは、とても子どもにとっては大事なことであって2歳、3歳で愛着関係が付き始めたときに、養護施設に引き離していくことの理不尽さと心の傷を考えると、それから里親さんに乳児院からお渡しする部分と実の親に戻す部分とあると思いますが、その時の例えば里親さんへの対応のしかた、実親に戻すときには、斎藤ヒデ先生がよくおっしゃっていましたけれど、実親を訓練してから子どもを返さないと、とてもじゃないけど返せないことをおっしゃるんですけど、そういう部分とかですね。

我々がやろうと思ってもなかなかできない部分というものを、十分やっていただくことが大事かなと思ひまして。

それができるなら、むしろリーダー的な存在としての施設をしっかり運営していただいて、今度は官と民とが連携していくという形がとれると思うんですね。

その場合に、子どもにとっては官も民もないわけですので、格差の是正というものもしっかりとお願いしたいと思います。

官ならできるけどというところで、民はできないけれどしかしお金の面でもですね、もう少し民への配慮があることによって、私たちができることはたくさんあるわけですので、そんなふうを考えます。

民間に委託していただくという方法もあると思いますが、しかし、今のままでいくと、官としてのやり方というのもひとつあっていいものかなと思うんですね。

いわゆるモデルをしっかりとつくっていただいてということがあります。

何故かといいますと、民間の児童養護施設、里親さんもそうだと思いますが、意思の統一ができていないとか大変まちまちで旧態依然としたやり方をしている所もあるし、それから、とても先進的にやっつけらっしゃる方もあって、これをこれから私たちがこういう形で進めていきたいと言いましても、なかなか時間がかかると思うんですね。

ですから、それを官でしっかりやっていただいて、そしてひとつのモデルとしてこういうものを皆でつくっていただくということになるならいいかなというふうにも思います。

(議長)

はい、とても貴重な御意見をありがとうございました。

民営化もひとつの意見だけれどもそれもひとつの意見としてある。

もし公設公営でいくとするならば、先導的な役割をぜひ担ってほしいということで、例えば親子宿泊棟と親子訓練棟みたいなものをつけていたりとか、或いは、富浦学園と乳児院を移転する時に合築を検討するということもあり得るであろうし、それから地域との関わりも、先導的にやる仕組みが必要じゃないかというような御意見ですね。

それから、そして公でいくならば、公民の格差の是正についても配慮があってほしいという貴重な御意見を頂戴したのではないかと思います。

他にはいかがでしょうか、はい、どうぞ。

(委員)

前段が抜けているので、的が外れるところもあるかも知れませんが、これからの施設のあり方を考えるときに、施設に何が求められているかということを考える必要があると思います。

千葉県の方がよくわからないのですが、全国レベルとそんなに変わらないと考えれば、今、社会的養護を必要とする子ども達の必要となる理由は、やはり虐待の問題が中心であろうと、それから虐待の問題は、虐待をする親がいるわけですので、今、施設にいる子どものほとんどに親がいる。

そういったことを考えると、自然の中で良い環境というのは今の時代には必ずしもそぐわない、むしろ、親が面会をしやすいそういった所が求められるのかなというふうにも思います。

これ以外にも色々すでに意見が出ていますが、公立でいくならば、何故公立なのかをもう少し明確にする必要があるだろうと思います。

私が以前勤務していた都立母子保健院、都立の乳児院ですが、ここは圧倒的に障害がある子どもが多かった、それから神奈川県立の中里学園は、乳児院の方はこれもかなり病虚弱児といいますか、障害のある子どもが多いですし、それから児童養護施設部門、この中里学園は移転したときに、同じ場所に乳児院と児童養護施設を

建てたのですけれど、児童養護施設の方は28条ケース、親の同意なしに家庭裁判所の審判によって入所する、乳児院と児童養護施設を合わせ100人位の定員だっと思いますが、12ケースが28条ケース、そういう親との関わりの難しいケース、或いは虐待によって問題行動を表すケース、そういうものがこの近くの公立施設ではそういった状況であったということが言えると思います。

それとも関係して、先進的な取り組みをというのは全くそう思うのですが、先進的な取り組みは公立だからではなくて、民間でも又民間だからこそ進んできたという面もあるのかなと思います。

ですけれども、地域小規模の推進とか、里親との連携の推進とか、乳児院・児童養護施設の一体化ということは当然考えられていいのかなと思います。

もうひとつ欠けているのが、虐待ケースを考えたときに治療機能をどうするか、情緒障害児短期治療施設があまりないわけですが、児童自立支援施設をみると、情緒障害児短期施設機能付与に係る検討というものも載っていますけれど、社会的養護のあり方検討委員会が出てきたのは、乳幼児に対する治療機能をもった施設がないということでした。

情緒障害児短期治療施設は6歳位から小学校年齢の子どもからみることができる、だけど、情短の先生はそこで、情緒障害児短期治療施設でも、より低年齢の子どもをみていけるようにするのがひとつの方向ではないか、そういった御意見がありましたけれども、乳児院では乳幼児虐待ケアセンターという構想を持っていて、いずれにしろ、乳幼児に対する治療機能を備えた施設が求められているのだろうと思います。

(議長)

はい、ありがとうございました。

ちょっと今の御意見で伺いたいのですが、例えば、千葉県は情短施設がなく、それをどうするかということはこの委員会で提案することもできると思うのですが。

障害をもった子ども達の、或いは困難な状況に陥った乳幼児のケアを、乳児院(県乳)でおこなっていることがあれば。例えばですが、そういう県立の乳児院とそれから情短施設例えば定員30名と、それから定員20名の乳児院を合築して、いわばひとつの、そういう意味での乳児から学齢までのケアセンターにしていくというような構想も可能ですか。

(委員)

従来、乳児院でみてきた障害のある子どもというのは、ほんとに身体的な障害、身体的な疾患が多いですね。

ですけれども、乳児院で今欠けているのがメンタルヘルスの問題、身体発育や知能言語の発達はかなり改善してきていて、一見して乳児院にいるから障害があることはない状況にはなっていますが、やはり、こころの健康の問題は非常に考えなければいけない問題で、そういった意味では情短的な機能をもった乳児院というのが本当に求められていると思います。

だから、可能かというよりも、むしろそれが非常に大事なことになっているのかなというふうには考えます。

(議長)

はい、ありがとうございます。

もし、そういうところが出来て、千葉県の県乳（児院）がその機能を果たせるのは別にして、機能を果たすところがもし出てくれば、例えば里親委託等でいろいろな問題を感じた場合、そこでサポートしたりすることができるということになりますね。

そういう例は全国にあるんですか。

(委員)

乳幼児レベルで治療機能を持った施設は、未だないと思います。

それから、里親制度推進と私もそう思いますが、里親だけを充実させる訳にはいかなくて、相談支援体制の充実が必要で、それはひとつは必ず児童相談所ですし、ただ、児童相談所は人が代わったりしやすいことを考えると、施設の方が里親との連携はうまく持てるのかもしれないと思っています。

(議長)

ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

(委員)

夢を語っていいということで、やはり、公立で一番ハードな部分をやっていただきたいという思いがすごくあります。

民間は民間の独自性で勝負するというんでしょうか。だから乳幼児の得意なところをやるとか、思春期のむずかしいところをやるとか、やはり、公立は最後の砦でかな、施設というのは最後の砦なんですね、最後の砦のレベルが上がるのが、結局子どもの権利擁護だと思うんです。

最後の砦でも民間がやりにくいところを公でやっていただくと、私は民間としては非常にやりやすい。

前、庄司先生がいらっしゃった母子保健院がなくなってから日赤がすごく大変ですよ。28条ケースとか虐待で脳損傷の子ども達の行く場所がないですよ。

民間がやらなかったら、そういう子ども達はどこにいるのか、病院にしか居場所がない。

だから、今みたいに定員がいっぱいになってしまうと、やはりそういうハードな部分をやっていただけたらと思います。

モデル的ということであれば、地域性を強調するんですしたら、地域児童家庭支援センターを併設するとか、私は先進的には里親支援センターを作っていただいて、そうすると自然に社会化されていくと思います。

里親支援センターができれば里親さんもそこで集会をします。

自然に顔が触れ合ってくると、施設の方もあの里親さんにこの子をお願いしたいみたいな、いろんな触れ合いができてくるんです。

里親さんも実際その子ども達の育っているところを見ていただいて、情報交換ができるというんでしょうか、ですから児童家庭支援センターとか里親センターを付設していただければと思います。

それから、施設の本体構造なんですけど、私も3年前に建てて非常に苦労したんですが、

これほど時代の変化が激しい時に、どこまで見据えて造ったらよいか非常に悩みました。

当時は古い院舎の倍のスペースをとって、相当当時からすればデラックスになるであろうと思って造ったのが、今手狭なんですね。

不況でもサービス基準だけ上がってきますよね。それを考えますと、本体はある程度のもの、本体自身も家庭的なものを考えられた方がいいのかなど。そうしたときに、絶対人件費とは折り合わないですよ。

できれば乳児院は、地域の里親さんのところに委託できる体制をとったほうがいいと思います。

だけど、すぐ委託して里親さんがパンクしてしまうよりは、施設で様子を見て親戚づきあいできるくらいの関係にして、お願いしていく方がいいと思います。

そのためには、里親支援センターがあったほうがいいと、勝手な夢をお話しましたが、要するに地域性を重んじるというのは、ある程度地域のニーズがなければいけないから、合築にするか、地域性をとって、合築でなくても今あるこの土地を使うとか、どの選択肢を取るかは最後の詰めだと思います。

大風呂敷だけ話させていただきました。

(議長)

いや、とても大切なことだと思います。

今の件で、里親開拓の話があるんですが、里親の数値目標を置くべきだという意見もあったと思うのですが、県の方では社会的養護の里親の割合はどうするのかとありましたか。

(事務局)

昨年度末に策定しました次世代育成支援行動計画で、16年度の委託率が確か14%だったものですから、20%でしたか5年間で引き上げるという目標値は、置いてございます。

(議長)

いやそうではなくて、委託率20%というのは社会的養護の中でなん%になるのかそういう目標です。つまり施設にいる子どもの…

(事務局)

そうです。母数は施設にいる子どもと里親に委託している子どもの合算です。その上での里親委託数です。

(議長)

そうですか。かなり可能性はあるんですか。

(事務局)

努力しております。

(議長)

もしそうだとすると、この委員会でそれを達成するための具体的な提言を、委員がおっしゃった里親支援センターのようなものを、1か所2か所作っていくというような提言をここで出していくことは、すごく大事なことです。

(委員)

私も、里親の必要性は施設を造ったときから感じておりまして、私自身も里親をしておりました。

最近いろいろな所でいろいろな人に里親の話をするんですが、例えば、専門里親の制度ができて、できれば学校の先生とか保育士さんとか、子どもに関わる人達にたくさん専門里親になってほしいという気持ちがあるというふうに伺ったんですが、誰も知らないですね。

学校の先生は里親制度のあることをほとんど知らないし、私は前に里親の会議で伺ったときも、もっと大々的に社会的養護における里親の理念をはっきりさせて、キャンペーンをするべきだと思っているんですね。

一般の人が里親って何と聞かれた時に、養子縁組することではよとか、いや家はそういう家じゃないからとか、今までの概念での里親を増やそうとしても、これはやはりどこかでつまづいてしまうだろうと思うんです。

ですから、新しい形の里親の、里親とはこういうものであるということの概念を流布すること、一般にたくさんの人達が、「里親ってこういうものなんだね」ということをわかってもらわないと、意味がないと思うんですね。

その中から私もできるかなと考えて、時期を考えながら里親さんになってくれる方が増えてくることがひとつだと思いますね。

それと今、先生がおっしゃるように、里親さんが地域のどこかで集うことによって、或いは何かの場所があることによって、一般の人達との触れ合いがあって、自然に、里親さんなんだ、子どもいいね、私もやってみようかなとそういう思いが出てくるような。

里親を知らないということと、まだまだ暗いイメージ、大変だということ(大変なことは大変なんです)、しかし、それがとても喜びにつながる仕事でもあるとか、そんなことの大がかりなキャンペーンが必要だと思います。

国でやらなければ、千葉県でぜひそれをやったらどうだと思います。それがなければ、いろいろな関わりをしても、なかなか里親さんが増えていかないというふうにとっていますので、ぜひよろしく願いいたします。

(議長)

はい、ありがとうございます。何かあるんですか。

(事務局)

里親制度について周知が徹底していないと、理解が進んでいないと言われると申し訳ございません。やっているつもりでも浸透していなければ意味がないので。

言い訳になろうかと思いますが、例えば、今年度、里親に興味のある方、里親トライアルと名付けて予算をとりましたので、裾野の拡大に着手しようかと思っております。

里親になる、ならないんじゃないかと、里親について興味をお持ちの方を、どんどん里親の実態というか御理解いただくためのしかけを、里親会さんの御協力を得てやっていきたいと思っております。

それと、あらゆる機会でも里親制度とはこういうものだとも努めているつもりではいたしましたが、まだ、学校関係者にも知られていないことは非常に反省いたしますので、今後鋭意努力してまいりたいと存じます。

(議長)

はい、ありがとうございます。どうぞ。

(委員)

県の方に御協力いただいた今年から里親サロンですか、里親が気軽に集まれる場所を確保してもらっているのですが、併せてそこに興味のある人もどうぞいらっしゃいということもやってはいるんですが、なかなか集まりにくい。短期里親だけ積極的に開拓するようなことでもいいのではないかと。

養育里親と短期里親をほとんどまとめた形で、認定していますけれども、専門里親と親族里親と養育里親をまとめているわけですが、短期里親として一時期でもいいから預かってほしいとこの部分だけはっきりいえば、これは養子縁組としてはまるっきり違うということになりますから、そういう意味で、短期里親のキャンペーンをはれたらいいかなと思います。

(議長)

はい、どうぞ。里親について盛り上がってきましたね。

(委員)

その前段階としてファミリーサポート事業をもっと広めてほしい、地域の中で子どもを預かる・預けるその延長線上に、季節里親とか週末里親とか、その先に普通の里親があると思うんですね。そういったことが増えればいいなと思います。

ちょっと話を前に戻してしまいますが、児童虐待防止法が3年後又見直されますよね、それに伴って、児童福祉法も又たぶん見直しがおきますよね。そのときにやはり、施設のあり方も又議論される可能性があると思いますよね。

柏女先生おられますので、現状を踏まえてですけど、先を見越して考えていくことが必要だと思います。

それから、施設のあり方について、ひとつは整備の仕方が乳児院、児童養護施設、情短施設、この形をどう整理するのかがひとつの見方で、もうひとつが小規模、グループホーム、里親そういった形で整理するのがもうひとつの見方で、先程委員がお話されましたが、もうひとつはそのケースの経過を見て施設のあり方を考える、例えば、発見され保護した直後はインテシブ、集中的な治療的な関わりをして、その後は安定した生活環境、グループホームなどという見方があるのかなと思います。

それから、里親については、里親になろうとする人に働きかけるということは大事ですけど、もっと前からやることはあるのではないかと。例えば、柏女先生もそうだと思いますが、大学で里親のことを話すと学生は非常に興味を持ってくれます。

その人達が里親になるとはあまり考えられないけれど、里親のことを理解してくれる人がいれば里親のサポーターになってくれるわけですね。

いろいろな教育の場で親になる前の段階へのアプローチも必要だと思います。

(議長)

はい、ありがとうございます。

(委員)

私、素人として、全く素人からの発言と思っていただきたいのですが、里親の話もそうですし、施設の話もそうですけど、外にいる人、関係のない人にとっては、とてもつらく、暗くて、割と施設なんかは汚くてという印象を持っていることが多いんですね。

里親になりたい人に里親のアピールをするということはとても大事ですけど、里親そのものを知らないし、それから里親だったらお金持ちでお部屋もたくさんなければできないのではないかとという固定概念ができています。

ですから、若い大学生にも必要ですけど広く一般の人達に里親のことをもっと理解していただく、もっと自分でもできるんだというような見方ができるようなキャンペーンの仕方とか、そういうのをしていくことが必要ではないかと思えます。

施設につきましても、私が伺ったところは花崎委員の施設と千葉市の旭ヶ丘の施設だけなんですけれど、両方とも民間なんですけど、とても熱心で有能な職員が少人数で、自分の私生活を投げ打って、花崎さんは当然なんですけれど私財も自分の生活も全部投げ打ってやっつけていらっやって、でもとてもすばらしい施設だったんですね。

ただ、お金がないなあということがとても切実に感じていて、今回富浦の建て替えが現実になってきているのであれば、富浦は県の費用で小規模化して建てて、それを非常に県立ならではのものをやっつけていただくのも大事ですけど、そうでない部分例えば、いくつかの棟については、民間委託を、公で造って民間に委託していくとか、民間の活力を使えば使えるものがたくさんあると思うんですね。

それには、アピールしてどうしてもとても大きな予算がいるとか、障害児のケアという特殊な技能が必要なところは県がやって、それ以外であれば、積極的に民間に委託していくという方向で運んでいただけるといいなああと、素人ながらに考えております。

(議長)

ありがとうございます。まだしばらく時間がございます。はい、どうぞ。

(委員)

今誰に里親制度を告知したらいいかということですが、よく里親会で冗談で話しているのは、高校を卒業した親御さんに息子や娘さんが高校卒業したあたりがタイミングだろうと、早く大学生になったり就職したり、親は早く子どもから子離れしてもらって、その代わりに早く社会活動をしていただきたい感じがします。

また、一人か二人しか生まないわけですから、だいたい非常に早い時期に手が離れるわけで、あたりまえのように里親に手を挙げていただくような、そういう環境をつくるには高校卒業したあたりに、うまく働きかけるチャンネルがつけられたらいいのかなと思ったりします。

(議長)

はい、ありがとうございます。今出ていたのは、いわば、里親制度そのものの充実

ということもありますが、県立児童福祉施設のことを引きつけていえば、里親とか或いは地域小規模児童養護施設、里親型のファミリーホームとかこうしたもののバックアップ機能を県立施設が担うことが必要なのではないかというお話であったと思います。

そういう意味では、県立の機能のひとつには、バックアップ機能の充実ということがあるのだらうと思います。

私もひとつ意見で書きましたが、実は生実学校のところで書きましたが、生実学校が自立支援寮を検討したらどうかということを行ったんですが、自立援助ホーム、千葉県でもようやく1か所できて動きはじめておりますが、やはり、すごく大変だと思います。

そうした自立援助ホームをバックアップする機能を生実学校が持っていくということも大切なことではないか。

その子が生実学校でしばらく生活したり、或いは職業訓練も生実学校でやったらどうかということも出ておりますけれども、そうしたことも考えていくことが必要なかな。

高校に通ったり、職業訓練校に通ったりというようなことも他県ではあるようですので、こちらも考えていけるといいのかなと思いました。

他にはいかがでしょうか。はい、どうぞ。

(委員)

里親のことは一般の人によくわかるように、よくあちこちにありますけれども、それは児童相談所だったり、市役所の窓口だったというふうな所に行かないとわからない。

今、やっていらっしゃると伺ったんですが、もっと一般化して底を上げていくことが必要だという委員のおっしゃることはその通りだと思いますが、そっちをやってほしいと思っているんですが、いわゆる県立施設に対して何かということでしたら、もうひとつ、私たち職員の数も必要ですが質の向上というのもとても大きな課題ですね今後のこの児童養護については。

社会的養護についても何にしても、人の質の向上をどうしていくかが大事ですが、我々のような民間施設でそれをやることは大変難しく、いろいろなところの研修にとにかく出て行きなさい、というと研修費がいっぱいかかってしまうということになってしまう。

この職員の研修の部分、これを県立施設のどこかで受け持っていて、それから市川児童相談所ができるときに、今出来ているかどうか、私は新しい施設に行っていないんですが、職員がこんなことをちょっと知りたいなとか勉強したいなというときに、資料が全然ないんですね。

例えば、この間も子どもがずっと泣いている、この泣いている子どもをどうするか或いは、泣いたときにどんな影響が子どもにあるかということのを少し調べてと言ったんですけど「どこへ行って調べましょう」「あちこち行って調べてきて」と言うんですけど、なかなか場所がない。

本屋さんに行ってみればいいんですけど、何か調べたいと思ったときに、県立のどこでもいいですけど、児童相談所でもいいですけど、施設に行つて一つの場所に行くと、こういうことがあるなということにして、研修ないし資料を集める場所、いわゆる人の質の向上のために資するものを何か併設しておいてほしいというのがひとつあります。

(議長)

はい、ありがとうございます。今、市川児童相談所の研究・情報機能、花崎先生と私もいっしょに市川児相の検討のときに、ぜひ情報機能が重要だと、研究員なども重要だと提案したんですが、実情どうなっているかお知らせいただけますか。

(事務局)

昨年12月20日に新しい市川児童相談所をオープンさせました。検討委員会の提言等を受けまして、地域開放スペース、研究ブース等も設けてございます。

おっしゃるような図書機能(図書室)も設けてございますが、まだ資料が充実しているとはいいいにくい面がございます。

役所のやることですので、年間予算で資料をそろえてまいりますので、これまで持っていた資料も当然そこにはございます。

あとはコンピュータ、そこで検索をしてやっていただく設備も多少そろえました。研究室として使える会議室も用意してございます。申し込みいただければ、市川児相で研究用にお貸しできる、図書室も自由にお入りできると思います。

ただ、お目当てのものが即見つかるか、大学の研究室とまでいきませんが、だいぶ時間がかかるかもしれませんが、順次整備していきたいと思っております。

(議長)

はい、ありがとうございます。私もこの市川児童相談所の設計の構想検討委員会に参加させていただきましたので、委員の言ったことはとても大事なことだと思っておりますが、市川児童相談所だとまだ研究員がいないんですね。

私は人事ローテーションで児童相談所の心理職や児童福祉司で、あそこは現場ですからかなり疲れますので、1~2年研究職に就いて、非常勤研究員は我々のところに嘱託の研究員とか、非常勤の研究員になりたいというのが無給であろうとパートであろうと大学院生がいっぱいいるわけですし、この県内でも里親の研究会が開かれるわけですから、そういうメンバーをプールしてやっておけば、いろいろな情報が集まるのではないかと思うので、新しく研究員を雇うことはしないで、人事のローテーションで回していけばいくらでもできるのではないかと思っているので、そういうこともぜひ御検討いただければと思います。

確か少年院などはそういう仕組みで、研究所には現場の職員が3年5年きて、そしてそこで自分たちが持ってきた問題を改めてまとめて又現場に出るという、研究職と現場のローテーションを組んでいると思いますが、県内でそれができないことはないと思いますので、そうした方法を検討していただけるといいかなと。

その中に県立の社会的養護の部分の研修・研究部門を用意していてもよいのかなと思いました。

ありがとうございました。他にはどうでしょう。はい、どうぞ。

(委員)

一時保育もやって地域住民の相談を受け、地域子育て支援センター事業をやって乳児本体があります。

里親支援センターがまだできていないですけど、そうやっていきますと、里親さんがショートステイも担当するし、自分のところに委託がないときショートステイも担当するし、ファミリーサポートの紹介もやっていますからファミリーサポートの方が短期の里親さんにもなってくれる。

うちの施設の職員も、場合によっては里親をやってもいいと思います。一人の人がいろいろな役割を果たすことができる。それから、バックアップ機能をいくつか持っている施設がありますと、連続したケアを住民に提供できるんですね。

いろいろなケアを提供できるのが一番いいと思います。私は施設を運営するときに地域ぐるみで子どもを育てましょうという姿勢を明確に持って、いろいろなサービスがありますよと、そのサービスは私は里親ですから里親しかしませんよではなくて、里親さんが保育ママをやってみたり、ファミリーサポートをやってみたり、ファミリーサポートをやっていた方が里親をやったりとか、施設職員もその中でいろいろな役割をやっていくことができ、地域全体で子育てに取り組む形になるのかなと思っています。

それであとは運営をフレックスにすることなんですけど、そこで、県の事業と市町村の事業との関連性が千葉の場合はどうなのかよくわからないので、大風呂敷を広げてしまったのですが、その辺をうまく整理してそんな取り組みができればと思っています。

(議長)

はい、ぜひ今年の里親月間でそれを挑戦してもらえませんか。つまり、ファミリーサポートと短期里親さんがいっしょに運動を展開すると、それから保育ママさんとかですね。

里親月間を里親だけでやってしまうと、先程、委員がおっしゃたように、私にはできないわというような話になってしまうので、そうではなくて、要するにファミリーサポートの宿泊版でしょというような感じで、やっていただけるようなそういう形でやれば、うまく広報がいくのではないかという御提案だと思うので、それから保育ママさん等もいっしょに組んで、里親月間、もうすぐ10月ですからトライしてみるといようなことは、やれないことはないですよ。

少しそういう業種横断的なことを考えていただくといいかなというのが、委員の御提案だと思います。ありがとうございました。

その他、だいぶ時間も追ってまいりましたが、よろしいでしょうか。はい、どうぞ

(委員)

これは、質問ですけど、里親のPR用の映画はあるのですか。保護司でもPR用に30分位の映画があり、民生委員でもあります。機会があるごとにどこかで放映してもらえれば、といいますのは、この前でしたか里親の審議会で、TVで放映されたからやっ

てみようかなと応募した方が、何人かいらっしゃったような気がしました。

そういうのがあれば、民生委員も千葉市を除いて7,000人おられますから、総会など機会があるごとにそういうのを見せていただければ、パンフレットよりも効き目があるのではないかと思います。

里親を知らない民生委員もたくさんいますよ、大いにPRしていきたいのですが、この間、民生委員が名古屋ですか殺人やりましたよね、窃盗も、あれで一躍PRになったんです。

民生委員は何をするのか知らない人が多いですよ。

最近になって、民生委員は大いに使うべき者だと思っていらっしやて、御利用いただいているのですが、たくさんお金をもらって給料がものすごくいいんだよと、ああいうのを使わないとウソだよというこういう話になっているんですが、正直、民生委員は給料はございません。

PRになるようなものがあれば、ぜひそういう機会にやっていただければ、何人かは協力するのではないかと思います。

(議長)

おそらく里親関係の方もいらっしやるので、情報はお持ちだと思いますので、又意見をいただくときにその情報も下さいという形にいただければやれると思いますので、よろしく願いいたします。他にはございますか。

或いは、次回までに、次回は個々の県立3施設それぞれについて、どうあったらよいかという各論という形でやっていただくことになりますので、次回までにこういう資料があるといいというものがありましたらお聞かせいただければ、可能なものは事務局で御用意いただけるのではないかと思います。

(委員)

私は、そういう意味では、非常に知らないことが多すぎるというか、私は実は青年期の若者の問題をやってまして、「自己愛型社会」を読むことになったんですが、シカゴ大学の調査で、

- ・子どもが両親と一緒に暮らしているのは51%、18%は片親と、31%は親なし
- ・1000万人の子どもが母親と暮らす：虐待の危険は一般の子どもに比べて20倍
- ・両親と暮らしていても義母か義父の場合性的虐待の起こる危険は7倍
- ・父親のいない家庭で育った子どもが刑務所に入るリスクは20倍：殺人を犯すリスクは8倍

同じようなことが日本でできないのかな、いわゆる家族がどう壊れていくのか、壊れていくとどういう問題が起きるのかというのか。

社会的資源を用意する上での少し長期的なものを考える上でのデータみたいなものをどう補足したらよいか、

私は全く素人ですけど、何か明らかに近代家族の形が壊れていくんだらうと思うので、その辺の実態をどういうふうに見ていったらいいのか、シカゴ大学の調査に合うような形で、データが確保できるとか何かあったらひとつベースにすることができるのかなという思いがあります。

(議長)

おそらく9月に県立児童福祉施設についてのあり方を出したあと、少しじっくりと腰を据えて社会的資源のあり方を検討していく際には、そうしたデータとか或いは逆に言えば児童養護施設に入所している子どものうち、虐待されて入所した子が何%いるとか、そういうようなバックデータも、おそらく委員がおっしゃたデータも必要になってくると思いますので、少しその辺の資料を、事務局で揃えられるものについては揃えておいていただければと思いますし、又、委員の方でも個々の情報を知っている方がいると思いますので、そうした募集をかけていただきたいと思います。

ありがとうございます。他にはよろしいでしょうか。

それでは、たくさんの御意見を頂戴いたしまして本当にありがとうございました。今日いただきました御意見を、冒頭申し上げましたように、第1次の御意見をいただいたものにいろいろプラス・マイナスをさせていただいて、県立施設の果たすべき役割として整理したものを、是非次回事務局から提示していただいて、そして次回は個々の県立施設について議論をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、議題(3)のその他ですが、これについて事務局の方から何かありますでしょうか。

(事務局)

資料5「次世代育成支援対策推進のための調査(都道府県調査)結果報告」(抜粋)について、この調査は、全国知事会の男女共同参画研究会、堂本知事が座長をやっているものですが、そこで、千葉県が事務局で昨年の7月下旬から8月20日にかけて全国調査をしたものです。(以下、児童虐待関係について説明。)

ちなみに、こういった調査を基に、前回の委員会で御説明したように、家族再統合のマニュアルといいますか、その辺の研究を千葉県でもさせていただきたいということをお願いしたところです。

これは参考として御紹介させていただきました。以上です。

(議長)

ありがとうございました。

この件について御質問はありますか。よろしいでしょうか。

市町村の育児支援策が不十分ということですが、まさにこれが、次世代育成支援行動計画の目標になるんだろうと思います。

社会的資源あり方検討委員会でもこの部分を検討するという形で、課長さんからお話がありましたので、いわば在宅で支援していくための社会的資源の整備をどうしていったらいいとか、或いは児童相談所や市町村の援助体制をどうしていったらいいか、その辺についての補足の御意見を、ぜひお寄せいただきたいと思います。

何か夏休みの宿題になってしまっていて恐縮ですけど、よろしく願いしたいと思いません。ありがとうございます。

それでは、その他関係で委員の方から何かございますか。よろしいでしょうか。

よろしければ、事務局から今後のスケジュールについて願います。

(事務局)

次回の社会的資源あり方検討委員会の開催日ですが、9月6日(火)午後1時から、9月30日(金)午後1時30分から開催を予定しておりますので、委員の皆様方に置かれましては、調整をよろしく願います。

なお、詳細は後日御通知いたします。

それから、今、日程調整表をお配りしますが、これは事務局からの提案ですが、施設を御覧になっていない委員の方もいらっしゃると思いますので、今回は各論ということで、個々の施設についていろいろ意見をいただくわけですが、8月の第4週(8月22日から26日)の間に、施設を見ていただく機会を設けたいと思います。

3施設すべて御覧いただくのは難しいかと思っておりますので、例えば、A、Bグループに分け、富浦学園G、乳児院・生実学校Gで御都合のつく日を選んでいただきたいと思います。

ただ今、お配りした日程調整表に、ご都合のよろしい日及び場所(A又はB)を記入していただき、8月5日までに事務局まで御連絡(電話又はFAX)していただきたいと思いますので、よろしく願います。

また、資料1の2については、資料の不備がありましたので、差し替えさせていただきます。

(議長)

前回の議事録以外は資料をホームページで公表という形になっておりますので、その点については、御配慮をお願いしたいと思います。

それから、発言については事務局でまとめていただいて、我々の方に送っていただいて訂正なり、誤解を与えるような表現の場合は訂正した上で公表ということでしょうか。

議事録についての修正の御意見を賜ることがあるかと思っておりますので、よろしく願います。

それから日程について、あまり御猶予のないこの日という形で指定させていただいたのですが、お忙しい時だとは思いますが、ぜひ御都合つけて御出席を賜れば幸いです。

次回の日程は9月6日、そしていわば県立の施設のあり方についての中間まとめになりますかこれが。

中間まとめではないですか、9月30日に最終的に議論するのは。

(事務局)

9月30日を目途に、ある程度お願いしたいと思います。

(議長)

はい、ひとつは、県立施設のあり方について報告書は出すという形になると思いますが、もうひとつは、論点整理という形で社会的資源のあり方については、いろいろな委員から出していただいたものを少し取りまとめて論点整理という形で出すと、こういう形でイメージしてよろしいですか。

(事務局)

できれば、そういう形でお願いしたいと思います。これについては、この委員会として公表できるかどうかその辺も含めて、中間とりまとめという形でその辺について御議論いただきたいと思います。

(議長)

はい、わかりました。

(事務局)

行政としての資料なのか、或いは、その段階で中間とりまとめということで公表するかどうか、その辺について御議論いただければと思います。

(議長)

わかりました。そうしましたら、社会的資源あり方について全体について、今回はいただいた御意見を全部ざあ一つと並べていただいたわけですが、それをもう少し論点整理のような形でできれば公表してもいいだろうし、又、そこまでいかなければ、ちょっと行政資料にしておいてという判断はあり得るということですね。

はい、わかりました。 それでは、その他事務局の方で何かありますか。

(事務局)

ございません。

(議長)

委員の方からはどうですか。 すいません、夏に資料がどさ一つとって、宿題、特に児童相談所とか在宅サービスの関係、市町村の相談のところとか、そうしたところについての御意見を聴取し、併せて、今回出していただいた御意見を少しまとめたものについての加除訂正などの御意見を聴取することが、事務局の方からまいりと思いましたが、よろしく御協力をお願いしたいと思います。

それでは、第2回の社会的資源あり方検討委員会を、これで終わらせていただきます。 どうも皆さん、御協力ありがとうございました。

(事務局)

委員の皆様方におかれましては、長時間にわたりまして熱心な御討議ありがとうございました。

不手際がいろいろありましたことを、お詫び申し上げます。

以上をもちまして、第2回の社会的資源あり方検討委員会を終了させていただきます。

ありがとうございました。